



平成 28 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 ダイードリンコ株式会社  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 高松 富也  
(コード番号：2590 東証第1部)  
問 い 合 わ せ 先 執行役員 コーポレートコミュニケーション本部長  
長谷川 直和  
電 話 番 号 06-6222-2621

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 26 日開催の取締役会において、平成 28 年 4 月 15 日に開催予定の定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について上程することを決議しましたので、お知らせいたします

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は第 41 回定時株主総会に上程される「吸収分割契約承認の件」をご承認いただくことを条件として、平成 29 年 1 月 21 日をもって持株会社となります。これに伴い、同日を効力発生日として現行定款第 1 条（商号）の変更を行うとともに、当社及び当社子会社の持株会社体制移行後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）に定める事業目的を変更・追加し、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 当社は取締役会における審議の充実ならびに活性化を図ることを目的として、定款に定める取締役の員数を 9 名から 7 名に削減することとし、現行定款第 22 条（員数）の変更を行うものであります。
- (3) 当社は取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築することを目的として、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 24 条（任期）第 1 項の変更を行うものであります。
- (4) 当社は平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されたことに伴い、非業務執行取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法 427 条第 1 項の規定により、現行定款第 32 条（取締役の責任免除）第 2 項及び第 42 条（監査役の責任免除）第 2 項に所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第 32 条（取締役の責任免除）第 2 項を変更する議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (5) その他、必要な規定及び文言の加除、修正ならびに上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>ダイドードリンコ株式会社</u>と称し、英文では、<u>DyDo DRINCO, INC.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 清涼飲料水の製造販売</p> <p>(2) 各種食品の製造販売</p> <p>(3) 医薬品、医薬部外品および化粧品の製造販売</p> <p>(4) 自動販売機による清涼飲料水、各種食品および各種商品の販売</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) たばこおよび酒類の販売</u></p> <p><u>(6) 飲食店の経営</u></p> <p><u>(7) 各種自動販売機の販売およびメンテナンス業務</u></p> <p><u>(8) 前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>第3条～第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>ダイドーグループホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>DyDo GROUP HOLDINGS, INC.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(5) 自動販売機による各種サービスの提供</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(6) たばこおよび酒類の販売</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(7) 飲食店の経営</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(8) 各種自動販売機の販売およびメンテナンス業務</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(9) 前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p> <p><u>2 当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u></p> <p>第3条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

現行定款	変更案
<p>第13条 (条文省略)</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年4月にこれ</u>を招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第15条～第21条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第22条 当会社の取締役は、<u>9名以内</u>とする。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第24条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数</u>をもって行う。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後3か月以内</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第15条～第21条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第22条 当会社の取締役は、<u>7名以内</u>とする。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第24条 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役社長1名を定めるものとし、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、相談役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、<u>その過半数</u>をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第 29 条～第 31 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 33 条～第 41 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>第 43 条～第 45 条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 46 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p>第 29 条～第 31 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 33 条～第 41 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>第 43 条～第 45 条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 46 条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>未払の配当金には利息をつけない。</u></p> <p><u>(附 則)</u></p> <p><u>第 46 条 第 1 条 (商号) および第 2 条 (目的) の変更は、平成 29 年 1 月 21 日をもって効力が生じるものとする。なお、本条は、効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

### 3. 定款変更 の日程

取締役会決議	平成 28 年 2 月 26 日
定款変更承認定時株主総会	平成 28 年 4 月 15 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 29 年 1 月 21 日 (予定)

(注) 現行定款第 22 条(取締役の員数)、第 24 条第 1 項(取締役の任期)、第 32 条第 2 項(取締役の責任免除)、第 42 条第 2 項(監査役の責任免除)、および必要な規定及び文言の加除、修正、ならびに条数の変更に係る定款変更の効力発生日は、平成 28 年 4 月 15 日を予定しております。

以上

#### (ご参考)

##### \*関連文書

持株会社体制への移行方針決定に関するお知らせ (平成 28 年 1 月 15 日付リリース)

持株会社体制への移行に伴う分割準備会社設立に関するお知らせ (平成 28 年 2 月 15 日付リリース)

持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結ならびに商号変更に関するお知らせ (平成 28 年 2 月 26 日付リリース)